

大分県報

令和五年
第三八八号
三月三日

（金曜日）

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可……………一
土地改良法による換地処分……………一
森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間……………一
森林病虫害等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項……………二
道路区域の変更……………二
道路の供用開始……………三
令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………三

告示

大分県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和五年三月三日

大分県知事 広瀬 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
三船土地改良区	由布市	令五・二・一七

大分県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営

令和五年三月三日

中山間地域総合整備事業竹田東部地区小仲尾工区の換地処分をした。

令和五年三月三日

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第九十七号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和五年三月三日

大分県知事 広瀬 貞

一 区域及び期間

1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

令和五年四月一日から同年六月三十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

- 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提

大分県報（告示）

一

出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第九十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。
令和五年三月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認めた場合を除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

大分県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年三月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
一般国道四四二号	竹田市久住町大字久住字久住山四〇〇八番二六地先から	前 A	一〇・二メートル	一一七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	竹田市久住町大字久住字久住山四〇〇八番二七地先まで	前 B	五一・四メートル	一一〇・〇	
	竹田市久住町大字久住字久住山四〇〇八番二六地先から	後 A	一〇・二メートル	一一七・〇	
	竹田市久住町大字久住字久住山四〇〇八番二七地先まで	後 B	五六・三メートル	一一〇・〇	

大分県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	竹田市久住町大字久住字久住山四〇〇八番二八から 竹田市久住町大字白丹字板木七五七三番二〇 まで	令五・三・一五

○公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

令和五年三月三日

大分県知事 広 瀬 貞

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

二級建築士試験 令和五年七月二日（日）

木造建築士試験 令和五年七月二十三日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士試験 令和五年九月十日（日）

木造建築士試験 令和五年十月八日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

二級建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一
設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一
木造建築士

三 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

1 受験申込受付期間及び受付時間

令和五年四月三日（月）から同月十七日（月）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaiec.or.jp/>）において、必要事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがあり、インターネットの利用が困難である場合等）は、令和五年四月十日（月）までにセンター本部に申し出ること。

四 合格者の発表

令和五年十二月七日（木）（予定）

なお、学科の試験については、令和五年八月二十一日（月）（予定）に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和五年六月七日（水）（予定）からセンターのホームページにおいて公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。